平成２１年（フ）第４３６号
徳島県鳴門市撫養町林崎字北殿町85番地２
債務者　石井　宣行
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３８号
徳島市八万町下福万109番地の１―105号
債務者　砂田　貞二
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３９号
徳島市住吉４丁目５番64号
債務者　木下貴美子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４９号
徳島市川内町金岡16番地の１
債務者　島崎　重子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５８号
徳島県板野郡上板町七條字門田57番地19
債務者　池内　美樹
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５８２号
愛媛県松山市朝生田町５丁目５番22号
債務者　織田　章代
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６１３号
愛媛県伊予郡松前町大字北黒田250番地16
債務者　濵口　　正
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６１４号
愛媛県伊予郡松前町大字北黒田250番地16
債務者　濵口恵美子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６３０号
愛媛県伊予郡砥部町川井1487番地
債務者　菅　　純子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１３６号
愛媛県西予市宇和町卯之町４丁目750番地
債務者　清家　純子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１４３号
愛媛県西予市明浜町狩浜３番耕地1347番地
債務者　河田　貞幸
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第８９１号
高知市一宮東町５丁目３番14号
債務者　上村　貴之
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１５０号
福岡県飯塚市明星寺25番地16　市営明星寺住宅２棟253号
債務者　大坪　義春
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１５１号
福岡県飯塚市明星寺25番地16　市営明星寺住宅２棟253号
債務者　大坪加奈美
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１５５号
福岡県飯塚市綱分1825番地
債務者　和田　　正
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１５６号
福岡県飯塚市綱分1825番地
債務者　和田　寛子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１５８号
福岡県飯塚市相田279番地１　市営清水谷住宅６棟611号
債務者　森山　正喜
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第３８９号
福岡県うきは市吉井町1200番地
債務者　中野　浩嗣
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部